

白浜ゴルフ倶楽部 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本倶楽部は白浜ゴルフ倶楽部（以下「本倶楽部」という。）と称する。

第2条 (目的)

本倶楽部は白浜開発株式会社（以下「会社」という。）の経営するゴルフ場およびその附帯施設（以下これらを総称して「施設」という。）を使用して、ゴルフを通じて会員相互の親睦を図る明朗健全なる社交機関である。

第3条 (事務所)

本倶楽部の事務所は、施設内に置く。

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

1 本倶楽部の会員は次の通りとし、個人及び法人により構成される。

(1) 個人会員

- ① 正会員
- ② 既存特別正会員
- ③ 既存正会員

(2) 法人会員

- ① 法人正会員A
- ② 法人正会員B
- ③ 法人正会員C
- ④ 既存法人正会員

2 本倶楽部は、令和5年4月7日時点で会員でない株主であった者（個人に限る。）に、会員に準ずる者（以下「準会員」といい、会員と準会員を総称して「会員等」という。）として施設の利用を認める。

第5条 (正会員)

- 1 個人の正会員とは、本会則第9条により会員の資格を取得した者及び令和5年4月7日以前にシニア会員、レディース会員、終身会員であった者をいう。
- 2 法人正会員A及び法人正会員Bは、1口当たり自然人2名が会員としての権利を行使することができる。ただし、法人正会員Aにおいては、記名式1名、無記名式1名とし、法人正会員Bにおいては、記名式2名とする。
- 3 法人正会員Cは、1口当たり自然人4名が会員としての権利を行使することができる。ただし、法人正会員Cにおいては、無記名式4名とする。

第6条 (既存会員)

1 既存特別正会員、既存正会員（以下これらを総称して「既存会員」という。）とは、令

和5年4月7日以前に本倶楽部の会員であった個人であって、別に定める者をいう。

- 2 既存法人正会員とは、令和5年4月7日以前に本倶楽部の会員であった法人であって、別に定める者をいう。

第7条（会員等の権利）

- 1 会員は、その種類に応じて、会社が別に定める日の営業時間内に、別に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。ただし、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 会員は、会社が定める条件で、本倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。
- 3 会員は、暴力団関係者及びこれに類する者を除いて、会員以外の者をビジターとして同伴または紹介することが出来る。この場合、会員は、同伴または紹介したビジターの行為や諸料金の支払等について、ビジターとともに連帯して責任を負うものとする。

第8条（会員の義務）

- 1 会員は会社に対し、別に定める年会費を、毎年5月末日までに支払わなければならない。支払済みの年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 2 年会費は毎年5月1日から起算されるものとし、対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、別に定める年会費の月割り額を支払わなければならない。ただし、入会の日が属する月は日割りをせず、1か月として扱う。
- 3 会員は会社に対し、施設を利用した場合、別に定める利用料金を、利用当日に支払わなければならない。
- 4 会員は、住所、氏名、商号その他会社に届け出た事項に変更があった場合、その旨を遅滞なく会社に対し連絡しなければならない。
- 5 法人たる会員は、記名式の会員資格を行使する個人を会社に届け出たうえで、会社の承認を得て登録しなければならない。
- 6 会員は、本会則その他本倶楽部の諸規則、施設の利用約款その他エチケット、マナーを遵守し、会社及び理事会の決定事項に従うものとする。また、本倶楽部の秩序を乱し、または本倶楽部もしくは会社の名誉を棄損する行為を行ってはならない。
- 7 本条文3項、4項及び6項の規定は、準会員に準用する。

第3章 入会及び退会

第9条（入会）

- 1 本倶楽部に入会しようとする者は、役員または会員計2名以上からの推薦を得て、会社に対し所定の様式によって入会を申し込み、理事会の承認を得て、承認の日より2週間以内に、会社に対して所定の入会金を支払うことによって、本倶楽部の正会員となることができる。

2 前項の入会金は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

第10条（会員等資格の喪失）

会員等は、次の各号のいずれかに該当する場合にその資格を失うものとする。

- (1) 本倶楽部を退会したとき
- (2) 本倶楽部を除名されたとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人会員が解散したとき

第11条（会員等資格の停止、除名）

本倶楽部は、会員等に次の各項のいずれかに定める事由があるときは、理事会の決議によって、会員等の資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 本会則及び理事会の定める諸規則に違反したとき
- (2) 倶楽部の名誉を毀損しまたは秩序を乱したとき
- (3) 会費または諸支払を3ヶ月以上滞納したとき
- (4) 暴力団関係者やそれに類する者を同伴しまたは紹介をしたとき
- (5) その他理事会において、会員として不適當と認める行為のあったとき

第12条（会員等資格の一身専属性）

- 1 正会員（個人会員、法人会員を問わず、既存会員を除く。）の資格は一身専属とし、相続、譲渡等事由の如何を問わず、会員資格を第三者に移転させることはできない。
- 2 法人正会員は、理事会の承認を得て、別に定める名義変更手数料を支払って、記名式の会員資格を行使する自然人を変更することができる。
- 3 本条1項の規定は、準会員に準用する。

第13条（既存会員の会員資格の承継）

- 1 既存会員は、令和5年4月7日以降1回に限り、理事会の承認を得て、会員資格を相続又は贈与（三親等以内の親族に対するものに限る。）により、承継させることができ、それと同時に会員資格を喪失する。この場合、承継原因に従い、別に定める名義変更料の支払いを要する。
- 2 前項により既存会員の資格を承継した者は、相続、譲渡等事由の如何を問わず、会員資格を第三者に移転させることはできない。
- 3 既存法人正会員は、会員資格を第三者に承継することができない。ただし、理事会の承認を得て、別に定める名義変更料を支払って、記名式の会員資格を行使する個人を変更することができる。

第14条（退会）

会員が退会するときは、文書をもって届出を理事会に提出するものとする。

第4章 役員及び管理

第15条（役員）

1 本倶楽部には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名

2 役員はいずれも名誉職とする。

第16条（役員を選任）

役員は、本倶楽部の会員その他役員としての識見を備える者の中から会社が選任し、委嘱する。

第17条（役員の任期）

- 1 役員の任期は就任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。
- 2 会社は、任期中に理事長に欠員を生じた場合、前任者の任期の残存期間を任期として新たに役員を選任し、委嘱する。

第18条（理事長）

- 1 理事長は本倶楽部を代表し、本倶楽部の業務を統括する。
- 2 理事長は、毎年1回定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を召集し、議長として理事会の議事を行う。
- 3 理事長は、理事会の決議を経て、理事の中よりキャプテンを委嘱する。
- 4 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って、他の理事が理事長の職務を代行する。

第19条（理事会）

- 1 役員は理事会を構成し、本倶楽部の運営のため次の事項を協議のうえ、理事会に出席した役員の過半数をもって決定する。
 - (1) ゴルフプレー運営に関する事項
 - (2) 倶楽部の諸規則の制定及び改廃
 - (3) 会務のために要した費用
 - (4) 会員のプレー料金に関する事項
 - (5) その他本倶楽部の運営のために必要な事項
- 2 理事長は、本倶楽部を代表し、理事会の決定事項に関し、会社と協議する。会社は、当該協議に基づき定められた事項を執行する。

第20条（委員会）

- 1 理事会は、本倶楽部の運営を円滑にするため分科委員会を置くことができる。
- 2 キャプテンは、前項に基づき設置された委員会のすべてを統括し、ゴルフ競技及びゴルフコースに関する諸事項を処理する。
- 3 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員（以下「委員等」という。）は、理事及び会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 4 委員等の任期の終期は、当該委員等に係る委嘱をした理事長の任期の終期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 附 則

第21条 会社が、会員に対する各種通知を会員の届け出た住所宛に発送したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとする。

第22条 本会則に疑義を生じたときは、理事会の決するところによる。

第23条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合は、理事会の承認を得て、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で会員に周知することにより、これを変更することができる。

第24条 本会則は、令和5年5月8日から施行する。

既存会員、既存法人正会員及び準会員に関する細則案

第1条（目的）

本細則は、会則第4条に定める既存特別正会員、既存正会員（以下、これらの者を総称して「既存会員」という。）、既存法人正会員及び準会員（以下、既存会員、既存法人正会員及び準会員を総称して「既存会員等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（既存会員及び既存法人正会員の範囲）

- 1 令和5年4月7日以前に本クラブの会員であった個人（ただし、シニア会員、レディース会員、終身会員を除く）であって、同日時点で会員としての資格を喪失していない者は、経営権移譲日以降、次の各項の定めに従い、会則第4条に定める既存会員となる。
 - (1) 特別正会員 既存特別正会員
 - (2) 正会員、平日A、平日B、週日会員 既存正会員
- 2 令和5年4月7日以前に本クラブの会員であった法人であって、同日時点で会員としての資格を喪失していない者は、経営権移譲日以降、会則第4条に定める既存法人会員となる。

第3条（年会費）

既存会員等の年会費（消費税別。以下本細則における金額はいずれも同様である。）は次のとおりとする。

- (1) 既存会員 2万4000円
- (2) 既存法人正会員 記名者1名につき2万4000円
- (3) 準会員 年会費なし

第4条（プレー料金）

- 1 既存会員等のプレー料金は次のとおりとする。

- (1) 既存特別正会員 4776円
- (2) 既存正会員 5776円
- (3) 既存法人正会員
 - ① 記名者 5776円
 - ② 無記名者
 - ア 週日 6812円
 - イ 土日祝 9594円
- (4) 準会員
 - ① 週日 6812円

② 土日祝 9549円

2 理事会は、会社の意見を聞き、既存会員等のプレー料金を改定することができる。

第5条（名義変更手数料）

- 1 既存会員の名義変更手数料は10万0000円とする。
- 2 既存法人正会員の記名式の会員資格を行使する個人の変更手数料は5万0000円とする。

第6条（その他の費用）

理事会は、本細則に定めるもののほか、ゴルフ場の運営に必要な費用として既存会員等が負担すべき費用を定めることができる。

第7条 本細則は、令和5年5月8日より施行する。